

横浜市資産指令第5403号
平成22年2月16日

許可番号 第05600126314号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市此花区島屋六丁目2番14号

氏名 株式会社 ナクト
代表取締役 長尾 英知 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日

平成20年1月1日

許可の有効年月日

平成24年12月31日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替及び保管を除く）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年1月1日 新規許可

複写無効

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に定める基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。